

## 起業支援金の交付について

### 1 起業支援金の交付要件

執行団体は、以下の(1)に定める要件を満たす者が、(2)に定める要件を満たす事業の起業等を行う場合に、起業に要した(3)に定める経費の1/2に相当する額を、起業支援金として交付するものとします。

#### (1) 対象者に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

① 以下のいずれかに該当する者であること。

ア 令和8年4月1日以降、本事業の完了日(以下「完了日」という。)までに、個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の設立(以下「起業」という。)を行い、その代表者となる者であること。また、起業支援金の申請以前に既に設立されている法人又は開業届出がなされている個人事業主は対象外となるが、既存事業とは異なる新たな事業を行う法人等の設立又は新たに個人として開業届出を行う者は対象となる。なお、「本事業の完了日」とは、補助対象期間内に、当該補助事業に係る発注、納品(又は役務の提供)、検収及び支払がすべて完了している状態をいう。

イ 起業支援金の申請日以降、完了日までに、Society 5.0関連事業等の付加価値の高い産業分野で地域課題の解決に資する社会的事業を事業承継又は第二創業により実施する個人事業主又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の代表者となる者であること。

② 中小企業者以外の者(以下「大企業」という。)から、次に掲げる出資又は役員を受け入れていない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上

③ 令和7年4月1日以降に転入していること又は起業支援金の申請日において、事業完了日までに三重県外から三重県内に転入する予定であること。

④ 転入前1年間は県外に居住していること。

⑤ 三重県内に居住していること、又は完了日までに三重県内に居住する予定であること。また、三重県に転入後5年以上継続して県内に居住する意思を有していること。

⑥ 三重県内において個人事業の開業届出又は法人の設立登記を行う者であること。

⑦ 法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

⑧ 申請を行う者又は設立される法人の役員が暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

- ⑨ 国、地方公共団体又はその他の団体等から起業・創業に関する補助金等の交付を受けていないこと。
- ⑩ その他、起業支援金を交付することについて、知事が不相当と認める事由を抱える者でないこと。

## (2) 対象事業に関する要件

### ①新たに起業する場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 地域課題の解決を目的として、起業支援事業の対象とする社会的事業の分野のいずれか(※)において起業し、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する事業であること。
  - i 地域社会が抱える課題の解決に資すること。
  - ii 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
  - iii 地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。
  - iv 起業等を行う者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
- イ 三重県内において実施する事業であること。
- ウ 第一次産業における起業でないこと。
- エ 公序良俗に反する事業や公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

### ②事業承継又は第二創業する場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 地域課題の解決を目的として、Society5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野で、起業支援事業の対象とする社会的事業の分野のいずれか(※)において事業承継又は第二創業し、かつ、次に掲げる事項の全てに該当する事業であること。
  - i 地域社会が抱える課題の解決に資すること。
  - ii 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること。
  - iii 地域の課題に対して、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと。
  - iv 起業等を行う者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること。
- イ 三重県内において実施する事業であること。

ウ 第一次産業における事業承継又は第二創業でないこと。

エ 公序良俗に反する事業や公的な資金の用途として社会通念上不適切であると判断される事業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条において規定する風俗営業等)でないこと。

(※)起業支援事業の対象とする社会的事業の分野

- ・地域活性化関連
- ・まちづくりの推進
- ・過疎地域等活性化関連
- ・買物弱者支援
- ・地域交通支援
- ・社会教育関連
- ・子育て支援
- ・環境関連
- ・社会福祉関連
- ・その他の地域課題解決に資する社会的事業

### (3) 対象経費等

起業者が起業等に要する経費であって、次に掲げる事項のいずれかに該当する経費であること。

- ①人件費
- ②店舗・事務所等賃借料
- ③設備費
- ④原材料費
- ⑤賃借料
- ⑥知的財産権等関連経費
- ⑦謝金
- ⑧旅費
- ⑨外注費
- ⑩委託費
- ⑪マーケティング調査費
- ⑫広報費

## 2 起業支援金の上限額

1,000千円

## 3 採択基準

執行団体が設置する外部有識者を含む審査委員会において、次に掲げる基準を総合

的に勘案し、予算の範囲内で採択することとします。

- ①事業の社会性
- ②事業の持続可能性
- ③事業の有用性
- ④デジタル技術の活用
- ⑤事業の新規性・独自性
- ⑥事業の継続性・成長性
- ⑦事業の実現性・計画性
- ⑧経営者としての資質

#### 4 予算額と採択予定件数

予算額：9,099千円(支援金交付業務及び伴走支援業務に係る経費を含む。)

採択予定件数：5者程度